

広島県告示第二百四十号

広島県建築士事務所登録簿等閲覧規程を次のように定める。

平成二十一年三月十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県建築士事務所登録簿等閲覧規程

(趣旨)

第一条 この規程は、広島県建築士法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百八十七号。以下「規則」という。）第二十九条第二項の規定に基づき、建築士法（昭和二十五年法律二百二号）第二十三条の九各号に掲げる書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第二条 規則第二十九条第一項の規定に基づき登録簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）を広島県都市局建築課に設ける。

(閲覧日時)

第三条 登録簿等を閲覧することができる日及び時間（次項において「閲覧日時」という。）は、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめその旨を閲覧所に掲示して、閲覧日時を変更することがある。

(閲覧手数料)

第四条 閲覧は、無料とする。

(閲覧の申請)

第五条 登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(登録簿等の持出禁止)

第六条 閲覧者は、登録簿等を閲覧所の所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- 一 この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿等をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

建築士法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定する者が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第一条の規定の適用については、同条中「書類」〔〕とあるのは、「書類（同法第二十三条の三第一項に規定する登録簿及び同法第二十六条の三第一項に規定する国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。